

(4) クレジットカードによる納付

地方団体におけるもっとも新しい納税環境整備の取り組みが、クレジットカードによる地方税納付であろう。日常生活では、クレジットカードによる商品の購入や代金の支払いを行うことは一般的である。また、近年では非常に気軽にクレジットカードの申し込み・利用が可能であり、インターネット取引などでは極めて頻繁に活用されている決済手段となっている。近年では、電気料金や携帯電話の料金、病院の診察・入院費用の支払いなどにも活用が広がっている。

こうした状況を踏まえ、地方税など公金についてもクレジットカードでの支払いを求める声が構造改革特区要望などで出されるようになっていた。通常、クレジットカードを利用する場合、債権譲渡方式と立替払い方式の2つの形式がある。民間で広く利用されているのは前者の方であるが、地方税についてはその性格上、民間への債権譲渡を行うことはできない。一方、地方税法20条の6にはいわゆる「第三者納付」の規定が存在している。立替払い形式を活用したクレジットカードによる地方税の納付は、第三者であるクレジットカード会社が納税者に代わって地方税を納付することにほかならず、現行の法制度上も可能である。

ただ、クレジットカードを地方団体に提示した時点では地方税は収納されておらず、あくまでもクレジットカード会社から地方団体に当該納税者にかかる地方税が納付された時点で収納されたこととなる。この期間のズレの問題については、既に所要の地方自治法の改正が平成18年通常国会で成立済みであり、指定代理納付者たるクレジットカード会社が地方団体の指定する日（例えば、クレジットカードの提示が行われてから10日後など）までに納付したときは、クレジットカードの提示及び地方団体の承認がされた時に当該納付があったものとみなすこととされている。（未施行の改年後地方自治法231条6項及び7項）との規定の施行後は、納期限当日までクレジットカードによる地方税の収納を認めることが可能となろう。

残る最大の課題は、手数料水準である。クレジットカードを利用して代金を支払う場合、通常、その代金を受け取る小売店舗等がいわゆる「加盟店手数料」という形で、利用代金の一定率の手数料を負担することが一般的である。小売店舗等は、クレジットカードの利用を認めることによって、手持ちの現金がなくとも、高額の商品を消費者が購入しやすくなる等の利点がある。消費者側も、クレジットカードを利用すれば、その代金の支払いは一月以上先に延ばすメリットが得られるほか、多くのカード会社が手数料収入を財源に提供している「ポイントサービス」を享受できる。クレジットカード会社もより多くの利用者により多くの金額をカード決済して貰うことで、より多くの手数料収入を得ることが可能となる。いわば三方一両得のような関係が成立しているといえる。

地方団体の公金の中にも、民間の店舗の売上げ料金類似の性格を有するものも存在する。公共施設の利用料金や公立病院の診察代金などはその代表例であろう。しかし、地方税についてはどうであろうか。地方税の納税義務は、一定の要件に合致すれば法令の定めにより一律に発生するものであり、店舗における商品購入のような選択の余地は納税者側に存在しない。地方税は納期限までに現金でその支払いを自ら完了ことが原則であって、第三者に納付を行わせ、期限の利益を得た上で、さらにポイントサービスを受けることとなるクレジットカード納付において、こう

した利益の原資ともいえる手数料を無制限に行政側が負担することは問題なしとはいえない。

アメリカやシンガポールにおける例を見ても、他の公金と税の取扱いは峻別し、税の支払いに係る手数料は納税者本人がクレジットカード会社等にコンビニエンスフィーとして負担しており、行政側の負担はゼロである。

この問題については、平成 18 年 3 月 13 日付け総務省自治税務局企画課長通知「クレジットカードを利用した地方税の納付について」（総税企第 53 号）において、次のように指摘されている。

納税者がクレジットカードを利用した地方税等の納付を行うことを選択することにより必要となる手数料については、仮に、地方団体が負担するとしても、他の収納手段における手数料との均衡を保つことが必要であり、それを超える部分は、当該選択を行った納税者本人が負担すべき性格のものであると考えられる。このため、利用額に応じた定率方式による手数料については、クレジットカードを利用しない他の納税者との公平性の観点から、1 件当たりの地方団体の負担に係る上限額を定めるなどの措置を講ずることが適切と考えられるので、留意されたい。

(中略)

地方税のクレジットカード納付は、新たな納税環境整備の手法としてその有効性が注目されるところであり、今後、徐々に拡大していくものと思われるが、その際には手数料のあり方や納税者がクレジットカードの提示を行ってから、クレジットカード会社から地方団体へ地方税が納付されるまでのサイクルなどについても慎重に検討、考慮しつつ、クレジットカード納付の導入について、判断されることが望ましいのではないだろうか。少なくとも、相当高額の税額となりうる固定資産税などについて対象とする際には、1 件当たりの地方団体負担の上限を定めることは不可欠であろう。